

子どもたちのすこやかな発達を保障するために
養護教諭の大幅定員増を求める要求署名

取扱団体 山口県高等学校教職員組合
山口県教職員組合

不登校、いじめ、問題行動、中途退学などをなくし、すべての子どもたちに確かな学力と進路を保障するために、少人数学級の実現をはじめとする教育条件の整備は、いま緊急の課題となっています。

とりわけ、子どものからだところの健康問題はますます深刻化し、それにともない養護教諭の仕事は、複雑化・多忙化を極めています。養護教諭が安心して教育活動に専念できるための勤務条件を大幅に改善することは、きわめて重要な教育条件の課題となっています。

つきましては、下記事項を県の責任において実施されるよう強く求めます。

記

1. 養護教諭の全校配置と複数配置の拡大のため、次のことを国や関係機関に働きかけること。
 - ① 新たな教職員定数改善計画を早急に策定すること。
 - ② 高等学校設置基準第9条を「すべての高等学校に養護教諭を置かなければならない」とすること。
2. 養護教諭を大規模校、教育「困難」校に複数配置すること。また、総合支援学校には、障害の多様化・重複化のひろがりなど個々の子どもたちに対応できるよう学部ごとに1名配置すること。
3. 定時制・通信制高校に専任・正規の養護教諭を配置すること。また、小・中学校の学校間距離が500m以内の学校を1校とみなす条項を廃止すること。
4. 全ての学校に正規の養護教諭を配置すること。

氏 名	住 所

※この署名の住所・氏名は目的以外の使用はしません。

子どもたちのすこやかな発達を保障するための

養護教諭の定数増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

学校保健安全法（2009 年施行）には、養護教諭の必要性と役割が明記されていますが、いまだに養護教諭が未配置の学校があります。子どもたちをめぐる状況は、貧困、いじめ、自殺、虐待、不登校や発達障害など深刻になっています。子どもの顔が見えて、名前がわかるには、児童生徒数 300 人に対し養護教諭を 1 人配置することが必要だと私たちは考えます。

東日本大震災と福島第一原発事故の発生から 9 年、熊本地震から 4 年がたちましたが、今も避難生活を強いられている人々がいいます。また豪雨などの自然災害が相次ぎ、被災地における子どもたちへの対応は最優先に行わなければなりません。そして今年も、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、国民のいのちと健康が大きな危険にさらされています。学校においてもいのちと健康を守り、子どもたちに安心・安全を保障することが最優先となっています。

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのはすべての大人の願いです。子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、教職員の人的配置など教育条件の整備が不可欠です。

養護教諭の大幅定数増を盛り込んだ新たな定数改善計画を策定し、全校・全課程配置、複数配置を拡大するよう、次の事項を国の責任において実施することを強く求めます。

《要求項目》

- 1 幼稚園・小学校・中学校（夜間を含む）・高等学校（定時制・通信制・分校・単位制を含む）・特別支援学校への養護教諭の全校（分校・分教室を含む）・全園配置を早急に実現すること。
- 2 現行の複数配置基準（小学校 851 人、中学校、高校 801 人、特別支援学校 61 人以上）を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」300 人以上に引き下げる。特別支援学校には学部ごとに 1 人以上配置すること。
- 3 学校教育法附則第 7 条（小学校、中学校及び中等教育学校には、第 37 条、第 49 条、第 69 条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる）を削除すること。
- 4 災害時などの緊急事態発生時の学校には速やかに複数配置すること。
- 5 各都道府県の大学に養護教諭の 4 年制養成課程・修士課程を設置するよう要請すること。

氏 名	住 所

* この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。
* 同一住所の場合も、同上とせずご記入ください。